

令和7年度 京都市立音羽小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。最近においても、幾度となく児童の生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

本方針は、平成29年9月に改定された京都市の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本校の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。今後とも、この「取組方針」に則り、児童の成長に関わる全ての人々との協働のもと、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童・保護者への周知方法）

(1) 《構成》※緊急対応時はこの限りではない。

[拡大生徒指導委員会]

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任（養護教諭）
- ・スクールカウンセラー・協力指導・生徒指導委員（各学年より1名）

[子ども支援委員会]（生徒指導委員会・総合育成支援委員会）

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導委員（各学年1名）

[初期対応委員会]

- ・校長もしくは教頭・生徒指導主任・関係教職員（複数名）

(2) 《役割》

いじめ対策委員会は、以下に示す役割を有する。

【未然防止】

- ・いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・上記に係る情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

- ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

【役割等の周知】

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童や保護者・地域等への周知。

(3) 《開催時期》

- ・毎月の子ども支援委員会の中で、いじめ対策委員会を定期的に開き、人権教育委員会と連携して開催する。
- ・必要性が出た場合は、必要に応じて拡大生徒指導委員会を開催する。
- ・緊急対応の必要な場合や短いスパンでの対応が必要な場合、隨時、初期対応委員会を開催する。

(4) 《児童・保護者への周知》

- ・全校朝会で児童に「いじめ対策委員の紹介と説明」を行う。
- ・学校だよりや学年・学級懇談会において保護者へ周知する。
- ・学校運営協議会理事会において、地域諸団体へも周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・「学校だより」「学級だより」にいじめや人権に係わる「コラム」を載せる。
- ・「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」での学習を基に、学級で話し合う機会を設定する。

イ 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置き、話し合い活動を通して課題を自己解決していく等の学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・GIGAスクール構想における一人一台の端末を活用して情報活用能力の育成を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者にもおたより等を通じて、理解や協力を求める。
- ・5月の憲法月間の際、「人権」について考え、自分たちにできる活動を計画し、実践評価を繰り返すことで、児童の自己解決力を育てる。
- ・12月の人権週間の際、「いじめに関わる人権問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成するとともに、学級で実践評価を通して、児童の自己解決力を育てる。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・児童会活動や学級活動を推進する活動の中で起きてくる課題に対して、話し合い活動を通して自己解決していく等の体験を通じ児童の自己解決力を育てる。

オ 児童同士の絆づくり

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表参観）を通して人間関係づくりを行う。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。（音羽まつり・フレンドリー活動）
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・活動の中で起きてくる課題に対して、話し合いの活動を通して自己解決していく等の体験を通じ児童の自己解決力を育てる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」（初期対応委員会）で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」（子ども支援委員会）で共有された情報は、各委員等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態や緊急の事態については、「いじめ対策委員会」（拡大生徒指導委員会）を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(a) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、11月に実施。
- ・学級の実態に応じて、児童の人間関係を調べるミニアンケートを実施する。

(b) 教育相談の実施

- ・6～7月と11～12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。
- その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめ記名式アンケート結果については、児童に丁寧に聴き取りを実施し、各クラス・各学年間だけでなく、いじめ対策委員会で共有し、いじめの早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。
- ・クラススマネジメントシートについては、学級担任等がアンケート調査を用いた客観的な情報を得ることにより、学級の実態や児童の状況を適切に把握し、対応策に活用する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ防止対策推進法」が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特にいじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにする。（いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。）いじめられた児童の立場に立って行う。
- ・児童の生活の中で起きている出来事の中で「いじめ」を把握したらすぐに、事実確認を行い、全校体制で「いじめ」についての対応等について協議検討する。
- ・その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。
- ・「危険ないじめ」の発見や報告を受けたときは、速やかに教育委員会はじめ関係機関や専門機関に報告・連絡・相談を行い、児童の安全確保を優先に問題解決に取り組む。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前 提 と な る 基 本 事 項

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

予 防

見逃しのない 観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない 対応

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った 指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ネットを通じて行われるいじめの場合も、秘密のまま進行する可能性もあるので、事実確認を行い、京都市教育委員会に報告・相談するとともに、計画的・継続的な対応を進める。
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォンや携帯ゲーム機における「インターネット・ソーシャルメディア」に潜む危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発と協力依頼に努める。
- ・「インターネット・ソーシャルメディア」に関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかを判断するものとする。

① いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月間止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である 3 ヶ月を超える設定するものとする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（4）教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- 「音羽小学校いじめの防止等基本方針の徹底」
- 「いじめを未然防止・自己解決する集団を育てるための研修」
- 「教職員のいじめ問題に対する意識・認識向上」
- 「事例を基にした実践研修」
- 「アンケート結果を基にした研修」

イ 実施時期

- ・年間に行う生徒指導研修会の中で実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「音羽小学校いじめの防止等基本方針」の内容を、学校だより、学級だより、懇談会、家庭訪問等の場を生かして周知し、いじめを未然防止・自己解決する児童集団の育成や、いじめの防止・解消に保護者による児童の観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。
- ・音羽小学校 P T A との連携のもと、いじめ問題や「音羽小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、山科警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。平素からスクールカウンセラー及びスクールサポートーとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態は、法第1号・第2号において、次のとおり定義されている。

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的な事案としては、いじめを受けた児童の状況に着目して判断するものとする。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

また、②における「相当な期間」とは、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」において、30日を目安とする旨が述べられているが、日数にかかわらず、児童の状況により必要な対応に着手することもある。

その他、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、「いじめにより重大な被害が生じた」と児童又は保護者から申し立てがあった場合、いじめの重大事態が発生したものとして、報告・調査を行う。調査開始と同時に、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、指導及び支援を得る。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査に係わる事実関係、その他必要な情報を提供するとともに、個人情報の保護についても適切に配慮して丁寧な対応を行う。

京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

学校評価年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」未・早 「児童・保護者への広報について」保 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート結果を学年で共有(2~6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学年懇談会①の中でいじめ対策委員会の周知、保護者啓発 ・家庭訪問週間(4/28~5/2)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」未・早 「いじめ等、気になる児童の確認」早 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・フレンドリー活動開き ・フレンドリータイム① ・1年生を迎える会 <p>【1・2年】遠足 【4年】社会見学 【6年】修学旅行</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発、いじめ対策委員会の周知 ・家庭訪問週間(4/28~5/2)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」 ・いじめ対策委員会③ 「無記名いじめアンケートの実施に向けて」未・早 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかまづくり」に関する授業 ・フレンドリータイム② 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明① ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・P T A 総会で啓発 ・授業参観② ・引き渡し訓練
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「児童の様子交流・情報交換」未・早 「アンケート・教育相談の結果の共有」未・早 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道徳」の学習に関する研修会を行う。 ・フレンドリータイム③ <p>【2・4・6年】非行防止教室 【5年・6年】薬物乱用防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート①の実施 ・教育相談週間(個別面談)① 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・地生連で「いじめ問題」の講演会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」未・早 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル」未・早 ・生徒指導校内夏季研修会② 「4月~7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C A サイクル」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」 ・自由研究作品展 		

9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」未 「学校評価の実施に向けて」①保 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音羽まつり会議 ・音羽まつり準備① 		<p>自由参観①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年補導研修会で 啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」未・早 ・職員会 「学校評価の結果の共有」①保 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・音羽まつり準備②③ <p>【5年】山の家自然体験学習</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で 説明と評価② ・音羽ふれあいまつ り（地域との交 流）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」未・早 ・生徒指導校内研修会③ 「授業を伴う研修会の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音羽まつり準備④⑤ ・音羽まつり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式ア ンケートの実 施、学年集約と 共有② ・教育相談週間（個 別面談）② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりで啓発 ・ふれあい昼食会へ の参加（地域・高 齢者との交流）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」未・早 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ② P D C Aサイクル」未・早 ・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ② P D C Aサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・人権参観 ・人権標語の作成と発表 ・フレンドリータイム④ <p>【6年】小中連携（体験授業・部 活動見学）</p> <p>【3～6年】 情報モラル教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメ ントシート②の 実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間学校だよ りで啓発 ・懇談会で啓発 ・授業参観③（人権） <p>【3～6年】 情報モラル教室</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」早 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」 ・フレンドリータイム⑤ 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生徒指導連絡 協議会で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「無記名いじめアンケートの結果」未・早 「年間を通してのいじめ事案の経過」早 ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表参観 ・校内作品展 ・フレンドリー活動 ・校内マラソン大会 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会 で校長から講話 ・学校運営協議会で 説明と評価③
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 ③ P D C Aサイクル」未・早・保 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 ③ P D C Aサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感謝の会 (ボランティアの方にむけて) ・フレンドリー活動 ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、ア ンケート等の結 果の学年集約 (全年年) ・アンケート原本 の保管（5年保 存） 	